

関連規定

○ 刑法（明治40年法律第45号）〔抜粋〕

（共同正犯）

第60条 2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

（教唆）

第61条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

（幫助）

第62条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（親告罪）

第180条 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

（脅迫）

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

- 第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。
- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
 - 3 前2項の罪の未遂は、罰する。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

(営業の許可)

- 第3条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第1項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。
- 2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(禁止行為等)

- 第22条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 当該営業に関し客引きをすること。
 - 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
 - 三 営業所で、18歳未満の者に客の接待をさせること。
 - 四 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
 - 五 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第2条第1項第5号の営業に係る営業所にあつては、午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせること。）。
 - 六 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。
- 2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第2条第1項第5号の営業を営む者が午前6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとするその他必要な制限を定めることができる。

第7章 罰則

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者
 - 二 偽りその他不正の手段により第3条第1項若しくは第31条の22の許可又は第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項（これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。）の承認を受けた者
- 三～七 （略）

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一～三 （略）
 - 四 第22条第1項第3号の規定又は同項第4号から第6号まで（これらの規定を第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五～十 （略）
- 2 第22条第1項第3号若しくは第4号（第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。）、第28条第12項第3号、第31条の3第3項第1号、第31条の13第2項第3号若しくは第4号又は第31条の18第2項第1号に掲げる行為をした者は、当該18歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）〔抜粋〕

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一～五 （略）
 - 六 児童に淫行をさせる行為
- 七～九 （略）

2 （略）

第60条 第34条第1項第6号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2～3 （略）

4 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前3項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

5 （略）

- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）〔抜粋〕

（児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止）

第3条の2 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

（児童買春）

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（強制労働の禁止）

第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

（危険有害業務の就業制限）

第62条 使用者は、満18才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

第13章 罰則

第117条 第5条の規定に違反した者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第3条、第4条、第7条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第4項、第32条、第34条、第35条、第36条第1項ただし書、第37条、第39条、

第61条、第62条、第64条の3から第67条まで、第72条、第75条から第77条まで、第79条、第80条、第94条第2項、第96条又は第104条第2項の規定に違反した者
二～四 (略)

○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

第58条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

○ 民法（明治29年法律第89号）

（未成年者の法律行為）

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

（やむを得ない事由による雇用の解除）

第628条 当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

○ 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年条例第181号）

（青少年に対する反倫理的な性交等の禁止）

第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

（罰則）

第24条の3 第18条の6の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○ 東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年条例第103号）

（不当な客引き行為等の禁止）

第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 性交若しくは性交類似行為又は自己若しくは他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

3 何人も、不当な客引行為等の状況を勘案してこの項の規定により第1項第1号に掲げる行為（客引きに限る。）、同項第3号に掲げる行為（性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待に係る客引きに限る。）又は同項第5号若しくは第6号に掲げる行為（以下この項において「客引き等」という。）の相手方となるべき者を待つ行為の規制を行う必要性が高いと認められるものとして東京都公安委員会が指定する東京都の区域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止することを命ずることができる。

5 （略）

（罰則）

第8条 1～2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第7条第2項の規定に違反した者

二 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一～四 (略)

五 第7条第1項の規定に違反した者

六 (略)

5 (略)

6 第7条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

7～8 (略)

9 常習として第3項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

10 常習として第4項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3項、第4項第5号若しくは第6号、第5項又は第6項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

○ 愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。

六 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業をいう。

イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの

ロ 個室（これに類する施設として規則で定めるものを含む。）を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業

ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業

ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業

七 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業をいう。

イ 人の住居又は宿泊用に供する施設において専ら異性客対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者その客依頼を受けて派遣することにより営むもの

ロ 客の性的好奇心をそる、水着制服等用した人姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるよう人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

八～九 (略)

(有害役務営業を営む者等の禁止行為等)

第17条の5 店舗型有害役務営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

三 青少年に対し、営業所の所在地、名称又は電話番号その他の連絡先が記載された文書等を頒布すること。

2 無店舗型有害役務営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を客とすること。

三 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載された文書等を頒布すること。

3 有害役務営業を営む者は、規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成するものを含む。以下同じ。）を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

4 有害役務営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、営業所への青少年の立入りを禁ずる旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、青少年が客となることを禁ずる旨）を明らかにしなければならない。

5 店舗型有害役務営業を営む者は、営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(有害役務営業の停止)

第17条の6 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、第17条の3（第一号に係る部分に限る。）又は前条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(報告及び調査)

第27条 知事又は公安委員会は、この条例（第4章の規定を除く。）を実施するため必要な限度において、次に掲げる者から報告を求め、又はそれぞれの指定する者に、営業時間内にその者の営業所若しくは営業施設（無店舗型有害役務営業にあつては、その者の事務所）若しくは広告物の表示されている場所において調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

一～六 (略)

七 有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者

八 (略)

第7章 罰則

第29条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第17条の6第1項の規定による命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第17条の5第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号の規定に違反した者

4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第17条の5第1項第3号又は第2項第3号の規定に違反した者

八 第17条の5第3項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、従業者名簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は従業者名簿を保存しなかつた者

6～8 (略)

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項から第7項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各同項の罰金刑を科する。